



# 復興まちづくり協議会・地権者連絡会 ニュースレター

## 復興まちづくり協議会・地権者連絡会を開催しました

開催日	平成 28 年 11 月 29 日 (火)
時 間	18:30~20:30
場 所	釜石情報交流センター 釜石 PIT
参加人数	40 人
議 題	<ol style="list-style-type: none"><li>復興まちづくり計画の進捗状況について<ol style="list-style-type: none"><li>復興まちづくり計画の進捗状況の概要</li><li>工期の延伸について</li><li>宅地引渡しが遅れる主な理由</li></ol></li><li>宅地引渡し可能時期のお知らせについて</li><li>宅地品質の考え方について</li><li>土地区画整理事業の換地処分に向けたスケジュール（案）について</li><li>町界の変更について</li><li>住宅再建に係る補助制度について</li><li>復興公営住宅について</li><li>甲子川水門について</li><li>(追加) 港町 2 号線道路整備状況について</li></ol>

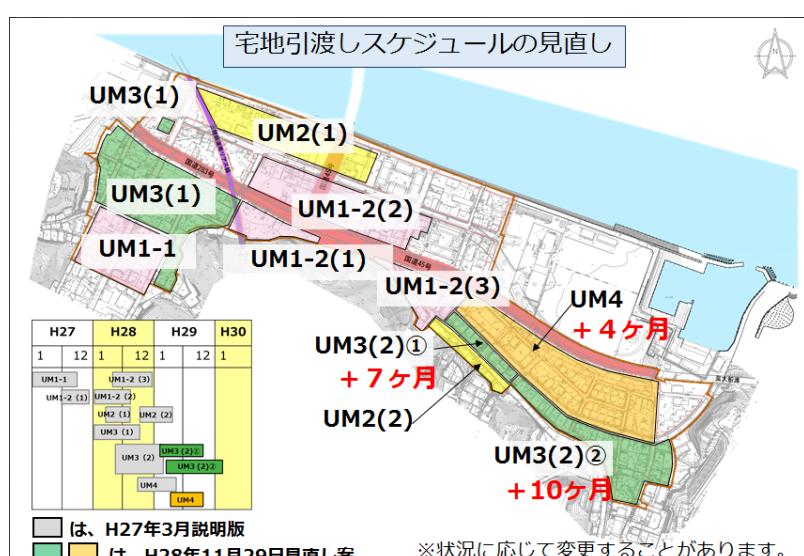


当時は、これらの議題について担当より説明しました。また、当時は追加議題として、港町 2 号線道路の整備の遅れを併せてご説明いたしました。工期に遅れが生じたことにより、宅地の引き渡しや復興公営住宅への入居、道路利用開始が遅れたことにつきまして、嬉石松原地区の皆さまにお詫びを申し上げ、その理由について説明しました。出席された皆さまからは、宅地の引渡しスケジュールや引渡された宅地の地盤強度などに関する様々なご意見をいただきました。

これ以上の遅れが生じないよう、工事を進めるとともに、頂いたご意見を反映できるよう今後も取り組んでまいります。

## 議題の概要

工期の延伸に伴い、宅地引渡しスケジュールが、平成 27 年 3 月に開催したまちづくり協議会で説明させていただいたものから遅れが生じました。【別資料 18~27 ページ】



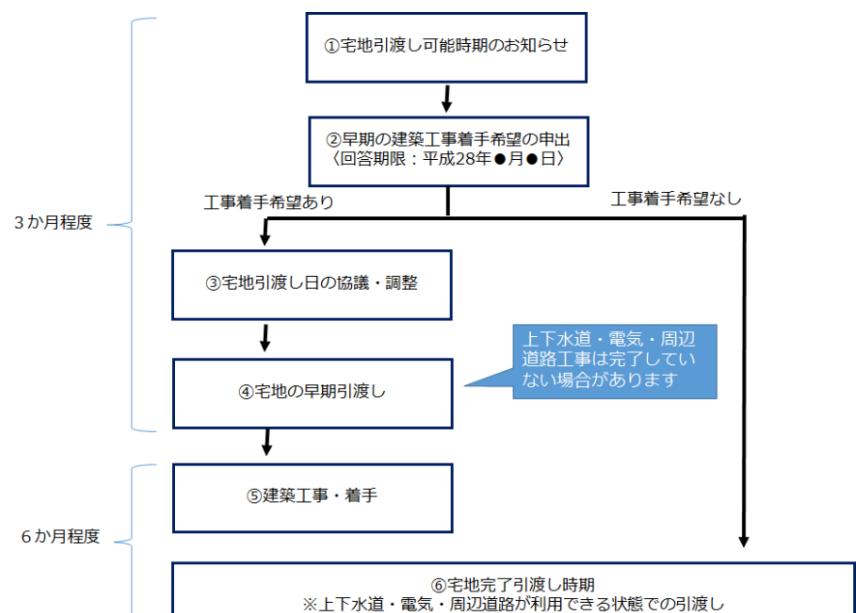
### 宅地引渡しが遅れる主な理由

- 国道 45 号工事ならびに復興公営住宅（嬉石第 2 地区）敷地造成における、不発弾調査・地盤改良に時間を要したことでの、UM4 の造成工事に遅れが生じました。
- 復興公営住宅（嬉石第 2 地区）用地の引渡し工程に伴い、予定していた市道嬉石町 10 号線の仮設道路の計画変更（仮設道路の設計見直し、電柱計画の見直し、施工延長の増等）が生じました。
- 市道嬉石町 10 号線施工に支障となっている電柱の移設に時間を要したことでの、道路整備に遅れが生じました。
- 今夏の台風等の豪雨・強風災害の影響により、電力・通信事業者が緊急対応に追われ、当地区的電柱計画及び建柱作業に遅れが生じました。

### 宅地引渡しスケジュールの見直しに係る今後の対策

- 本事業に係る全ての関係事業者との、協議・連絡を月一回程度実施するなどし、課題の早期発見・早期解決に努めます。
- 作業員の増員等、施工体制を強化の上、工期短縮に努めます。

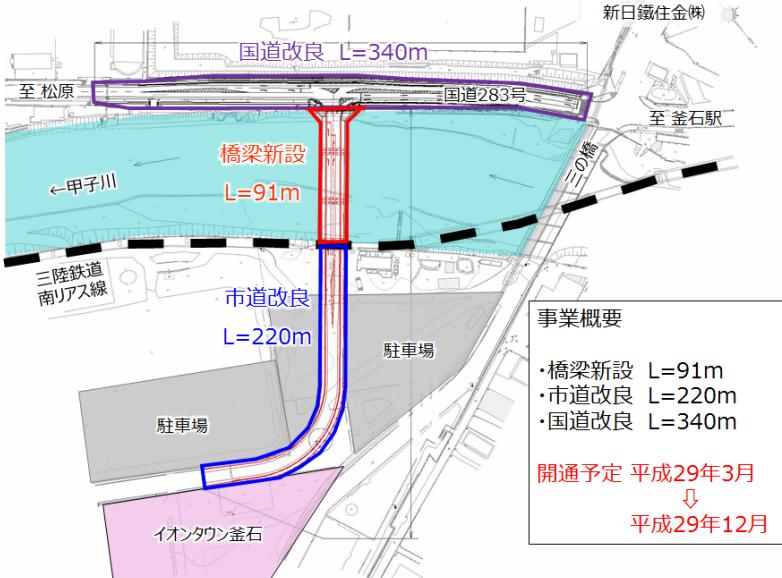
## 宅地引渡し可能時期のお知らせについて



早期に建築工事に着手していただくため、宅地引渡しを 2 段階で行う予定です。【別資料 29 ページ】

- 宅地の早期引渡しの約 3 ヶ月前を目処に、「① 宅地引渡し時期のお知らせ」を文書で郵送させていただきます。  
「② 早期の建築工事着手希望の申出」があった場合については、宅地引渡し日の協議・調整を行い、「④ 宅地の早期引渡し」を行います。この時点では上下水道・電気・周辺道路工事は完了していない場合があります。
- 「④ 宅地の早期引渡し」後、建築工事に着手していただいている間（6 ヶ月程度）に、上下水道・電気・周辺道路が利用できる状態とし、住宅に住まわれる頃に、「⑥ 宅地完了引渡し時期」を迎えることになります。

## (追加) 港町 2 号線道路整備状況について



これまでの工事の進捗状況や今後の工事内容の照査により、工期延伸の必要が生じたことから、道路の開通予定期に遅延が生じました。

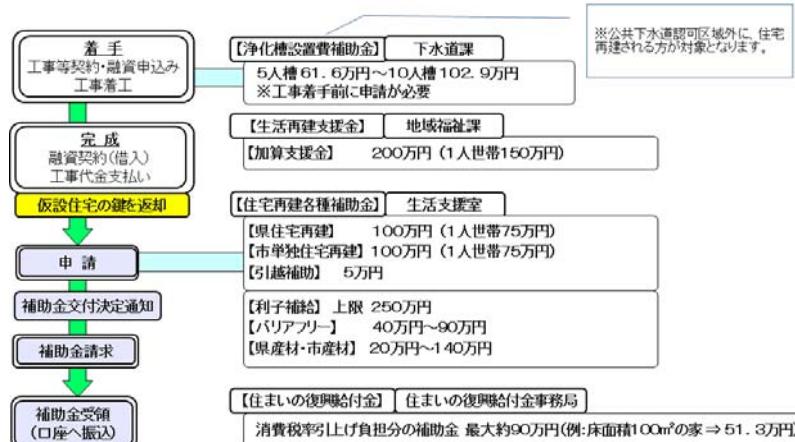
	H27年度		H28年度				H29年度			
	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3月
橋台②			当 初							
上部工				変 更			当 初		変 更	

開通時期が当初予定しておりました平成29年3月から平成29年12月になってしましましたこと、大変申し訳ございません。

今後の対策としましては、本事業に係る全ての関係事業者との、協議・連絡を月一回程度実施するなどし、課題の早期発見・早期解決に努めると共に、作業員を増員するなどして施工体制を強化します。

## 住宅再建に係る補助制度について

### 住宅再建補助金の手続き



補助制度は世帯によって、また該当する制度によって受給できる金額がそれぞれ異なります。

補助金について、金額は最大値でお示ししております。

【別資料 P45～P49】にも同内容が記載されていますのでご覧ください。】

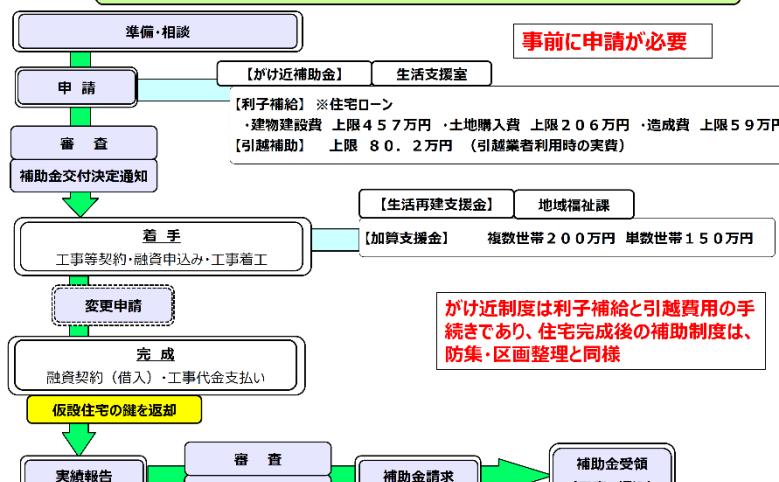
※詳しいお問い合わせは、下記の連絡先へお願いいたします。

- ・住宅再建の相談窓口  
市生活支援室 TEL 0193-22-2111 (内線 436)
- ・生活再建支援金  
市地域福祉課 TEL 0193-22-0177
- ・浄化槽設置費補助金  
市下水道課 TEL 0193-22-1061
- ・すまいの復興給付金  
すまいの復興給付金事務局 TEL 0120-250-460

### がけ地近接等危険住宅移転事業について（通称：がけ近事業）

従前居住していた場所が、市の災害危険区域第1種に指定された方が、同区域外へ移転する際に、除却費（引越代含む）と、再取得住宅のために金融機関から借り入れた住宅ローンの利子補給を行う制度をいいます。

### 住宅再建補助金の手続き（がけ近事業）



### 災害危険区域の指定エリア



## このような意見をいただきました

- 宅地引渡し可能時期のお知らせは、建築工事着工の何ヶ月前に知らせが来るのか？

宅地引渡し可能時期のお知らせは、宅地の早期引渡し可能時期の約3ヶ月前までに文書を郵送し、お知らせいたします。



- 宅地を早期引渡しされた後、自力再建者自らが地盤調査を行ったところ、地盤支持力が30kN/m<sup>2</sup>を下回る結果が出た場合、市は対応してくれるのか？

地盤支持力に関しては、管理基準値の30kN/m<sup>2</sup>を下回ることがないよう、盛土の施工中や施工後、確実に締め固めされているかを確認した後に、宅地の引渡しを行っております。万が一、引渡しした土地が管理基準値の30kN/m<sup>2</sup>を下回ることがあった場合については、市がしっかりと対応させていただきます。もし、そのような結果が出た際には、ご相談していただきたいと思います。

復興事業については、できる限り皆さまの期待に応えられるよう進めていきたいと思います。今後も1日も早い工事の完成に向け全力で取り組んで参りますので、皆様のご理解とご協力を何卒よろしくお願ひいたします。



復興計画の事業進捗等については「広報かまいし」や市のホームページでも公開しています。  
あわせてご覧ください。

### ■協議会等に関するお問い合わせ

釜石市復興推進本部

TEL : 0193-22-2111 (内線 119)

FAX : 0193-22-2686